

3-3 廃棄物処理により生じたエネルギーを地域で利活用する事業

(1) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備導入事業

■ 交付金等の区分、事業名、対象事業、補助要件、性能指針、補助率事項	内 容
交付金等の区分	二酸化炭素補助金
事業名	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
対象事業	① EV 収集車・船舶 ② 給電蓄電システム等 ③ 電気供給設備、電気需要設備 (自営線、受変電設備、付属設備) ④ 発電設備を系統と連携するための費用【工事費負担金】 (廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給する場合に限る。) ⑤ 需要施設側の蓄電池 (廃棄物処理施設から供給された電力を蓄電する場合に限る。) ⑥ 廃棄物発電により生じた電力を制御するために必要な通信・制御設備等 (エネルギーマネジメントシステム)

<p style="text-align: center;">補 助 要 件</p>	<p>以下のすべてを満足した事業を対象とする</p> <p>① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること。</p> <p>② 次の施設から発生する電力を利用する事業であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた、または受ける予定の施設 ・同施設の届出がなされた、または届出を予定している施設 ・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設 <p>③ 電力の利用先が確定している旨を証明できる</p> <p>④ 地球温暖化防止の効果が推計でき、かつ費用対効果の観点から効率性が高い</p> <p>⑤ 断熱材を使用する場合にフロンを用いない</p> <p>⑥ 廃棄物処理施設本体の整備に以下の補助金を活用している（地方公共団体の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設 ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良 ・ただし、従来の循環交付金又は二酸化炭素交付金（先進的設備導入推進事業）を活用したものは、令和3年度以前に工事発注の公示を行っているものに限る <p>⑦ FIT^{注1}認定を受けて売電を行わない（直接自営線により給電を行う場合はこの限りではない）</p> <p>⑧ 産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応している（産業廃棄物処理施設）</p> <p>⑨ 発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理される</p> <p>⑩ 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出する</p> <p>注1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p>
<p style="text-align: center;">性 能 指 針</p>	<p>特記事項は無い</p>

補 助 率	<p>1 / 2</p> <p>(EV 収集車・船舶については同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車・船舶又はガソリン収集車・船舶、重油収集船舶の価格との差額の 2 / 3)</p>
-------	---

(2) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備

■ 交付金等の区分、事業名、対象事業、補助要件、性能指針、補助率

事 項	内 容
交付金等の区分	二酸化炭素補助金
事 業 名	熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
対 象 事 業	<p>① 熱供給設備、熱需要設備 (熱交換器、熱導管、ポンプ、温水ボイラ(バックアップ用))</p> <p>② ビニールハウス等の簡易的な建屋</p> <p>③ 廃棄物処理により生じた熱を制御するために必要な通信・制御設備等 (エネルギーマネジメントシステム)</p>

<p>補 助 要 件</p>	<p>以下のすべてを満足した事業を対象とする</p> <p>① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること。</p> <p>② 次の施設から発生する熱を利用する事業であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた、または受ける予定の施設 ・同施設の届出がなされた、または届出を予定している施設 ・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設 <p>③ 熱の利用先が確定している旨を証明できる</p> <p>④ 地球温暖化防止の効果が推計でき、かつ費用対効果の観点から効率性が高い</p> <p>⑤ 断熱材を使用する場合にフロンを用いない</p> <p>⑥ 廃棄物処理施設本体の整備に以下の補助金を活用している（地方公共団体の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設 ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良 ・ただし、従来の循環交付金又は二酸化炭素交付金（先進的設備導入推進事業）を活用したものは、令和3年度以前に工事発注の公示を行っているものに限る <p>⑦ 産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応している（産業廃棄物処理施設）</p> <p>⑧ 発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理される</p> <p>⑨ 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受けるとの誓約書を提出する</p>
<p>性 能 指 針</p>	<p>特記事項は無い</p>
<p>補 助 率</p>	<p>1 / 2</p>

(3) 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る FS 調査

■ 交付金等の区分、事業名、対象事業、補助要件、性能指針、補助率

事 項	内 容
交付金等の区分	二酸化炭素補助金
事 業 名	廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業
対 象 事 業	熱や電力を利活用する設備設置に対する、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を確認する調査

<p style="text-align: center;">補 助 要 件</p>	<p>以下のすべてを満足した事業を対象とする</p> <p>① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること。</p> <p>② 次の施設から発生する熱を利用する事業であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた、または受ける予定の施設 ・同施設の届出がなされた、または届出を予定している施設 ・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設 <p>③ 事業実施の計画が確実かつ合理的であり、特に熱及び電力の利用先の合理的な検討を行い、地域の活性化等を図る見込みがある</p> <p>④ 地球温暖化防止の効果が推計でき、かつ費用対効果の観点から効率性が高い</p> <p>⑤ 廃棄物処理施設本体の整備に以下の補助金を活用している（地方公共団体の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設 ・循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良 ・ただし、従来の循環交付金又は二酸化炭素交付金（先進的設備導入推進事業）を活用したものは、令和3年度以前に工事発注の公示を行っているものに限る
<p style="text-align: center;">補 助 率</p>	<p style="text-align: center;">定額（上限1,500万円）</p>

3-4 施設整備に関する計画支援事業

1) 事業概要

交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うもの

2) 対象事業

施設を整備するに当たって直接関係のある事業のうち、事業主体となる市町村等が行う事業で、地域計画の承認後（内示後）に行われる事業。

（例）

- ・ 用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務
- ・ 環境アセスメント（生活環境影響調査及び条例アセスを含む）
- ・ 基本設計、発注仕様書の作成
- ・ 廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査・アスベスト調査
- ・ PFI 事業者選定アドバイザー

次の業務・事業・手続きに係るものは対象とならない。

- ① 一般廃棄物処理計画や地域計画の作成に係る業務
- ② 各種ソフト事業(例：処理システム検討に関する事業、有料化導入等に関する事業等)
- ③ 各種法令に基づく諸手続き(例：農地転用、都市計画決定等)

上記②及び③については地域計画作成後に行われる事業であっても対象とならない。

表 3-4-1 計画支援事業の対象、非対象の例

事業の種類別	対象	備考
施設整備に必要な事前作業		
建設用地の決定		
必要用地の計画諸元決定、用地選定	×	
費用対効果分析、LCC分析		
費用対効果分析書作成	×	
LCC分析書作成	×	
基幹的設備改良事業のための調査		
精密機能検査	×	
長寿命化計画（延命化計画、施設保全計画）の策定	×	
廃焼却施設解体に必要な作業		
焼却施設解体のための調査		
解体工事に伴うダイオキシン類調査	○	
解体工事に伴うアスベスト調査	○	

事業の種別	対象	備考
廃焼却施設解体		
財産処分申請手続き	×	
解体撤去工事発注仕様書作成	○	
解体工事	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
解体工事中のダイオキシン等の作業環境測定	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
解体撤去工事施工監理	△	事務費で対応
撤去物の処理費用	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
施設整備に関する諸手続き作業		
建設用地に関する調査		
土地利用に関する各種法令に基づく手続き		
農地転用	×	
林地開発等	×	
都市計画決定	×	
埋蔵文化財調査	○	
電波障害調査	○	
土壌汚染調査	○	
測量	○	
地質調査	○	
造成計画	○	
用地取得に係る補償費算定	○	用地取得が交付対象と認められているものに限る
生活環境影響調査	○	・住民説明会等の一般事務に相当するものは対象外 ・地域住民のための自主調査は対象外
事業運営に関する作業		
事業運営方法決定		
PFI導入可能性調査	○	
PFI事業者選定アドバイザー	○	入札等の一般事務に相当するものは対象外
施設整備に関する作業		
処理施設内容決定に関する調査		
施設整備事業基本計画	○	
性能発注方式（発注仕様書方式）		
処理技術実態調査	○	
処理施設基本設計	○	
発注仕様書作成	○	
図面発注方式（実施設計作成方式）		
処理技術実態調査	○	
処理施設基本設計	○	
実施設計書作成	○	
施設建設工事	△	工事費で対応
施工監理		
書類審査	△	事務費で対応
現場監理	△	事務費で対応
性能確認	△	事務費で対応
事後調査（生活環境影響調査）	×	

事業の種別	対象	備考
廃棄物処理施設の集約化に係る調査		
集約化に係る基礎調査、基本構想策定等		
地域概況の整理、各種情報整理	○	他事例調査、技術情報整理等
ごみ処理、施設等の現状及び課題整理	○	
人口及びごみ排出量等の将来予測	○	各自治体の既存データ集計等
ごみ処理の集約化等の方向性	○	範囲、方式（一組、連合、委託）等
ごみ処理施設整備に係る比較検討	○	
余熱利用等に係る比較検討	○	余熱所要量の概算調査等
施設整備・運営維持管理費試算、財源検討	○	
建設候補地選定		
戦略環境アセス（SEA）	○	
候補用地測量	○	地積等資料調査（公図確認）等
地質調査、土壌汚染調査	○	各敷地代表ボーリング調査等
埋蔵文化財調査	○	埋分包蔵地等の文献調査等
収集運搬計画検討	○	
各方式の利点欠点整理、課題のとりまとめ	○	
集約化に係る関係自治体の連絡会の開催等	○	
過渡期の対応検討（他自治体や民間委託等）	○	
広域実施組織等の設立等		
広域実施組織の設立事務費	×	
新組織の検討事務（事務範囲、約款等検討）	×	
その他の事務費、初度調弁等	×	
基金積み立て等	×	
既存組織解散等（解散する場合）		
財産処分の取扱検討、協議等	×	
違約金等（発生する場合）	×	
住民等への説明		
集約化に係る説明会の実施等	×	
一般廃棄物処理計画等作成	×	
循環型社会形成推進地域計画作成等	×	
3R推進に関する作業（検討、ソフト事業等）	×	
交付要件に係る検討、作業		
一般廃棄物会計基準の導入作業	×	
ごみ有料化の検討	×	

○...対象、△...工事費(事務費等)で対応、×...対象とならない

3) 交付金等の区分、交付要件、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金（施設整備に関する計画支援事業） ○ 施設整備交付金（施設整備に関する計画支援事業） ○ 二酸化炭素交付金（施設整備に関する計画支援事業）
交 付 要 件	特記事項無し
交 付 率	<p>1 / 3</p> <p>※ 沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島において循環交付金に交付申請する場合、1 / 2⁵²</p>

⁵² 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2

第4章 交付・補助対象設備の交付率・補助率の早見表

各種施設・事業と交付・補助対象設備の交付率・補助率の早見表を表4-1～4-5に示す。なお、施設整備交付金については、北海道、沖縄県、離島地域は交付対象外（ただし災害廃棄物処理計画策定支援事業は交付対象）である。各表の第1列で下線を付記した施設・事業については、第3章で解説しているので参照されたい。

4-1 施設の新設・増設

表4-1 廃棄物処理施設整備における交付率・補助率早見表（施設の新設・増設）

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
容器包装リサイクル推進施設 リサイクルセンター ストックヤード 灰溶融施設	事業分類	マテリアルリサイクル推進施設				
	主要な交付要件	-		対象外	対象外	
	交付率・補助率	1/3				
ごみ焼却施設	事業分類	エネルギー回収型廃棄物処理施設		エネルギー回収型廃棄物処理施設 (継続事業のみ ^{注1)})	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	
	主要な交付要件	I：エネルギー回収率26%以上（施設規模による） II：エネルギー回収率22%以上（施設規模による）		エネルギー回収率22%以上（施設規模による）		
	交付率・補助率	I：1/2、1/3（設備区分による） II：1/3		1/2、1/3（設備区分による）		
メタンガス化施設 (焼却施設併設含む)	事業分類	エネルギー回収型廃棄物処理施設		エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	
	主要な交付要件	熱利用率350kWh/ごみt以上 焼却施設併設時のメタンガス化施設規模：焼却施設が500t/日未満→焼却施設の10%以上、焼却施設が500t/日以上→50t/日以上		同左	同左	
	交付率・補助率	1/2（焼却施設併設の場合、焼却施設も1/2） (熱利用率350kWh/ごみt未満の場合は1/3)		同左	同左	
ごみ固形燃料発電等焼却施設	事業分類	エネルギー回収型廃棄物処理施設		エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	
	主要な交付要件	発電効率又は熱回収率が20%以上		同左	同左	
	交付率・補助率	1/3		1/3	1/3	
ごみ固形燃料化施設	事業分類	エネルギー回収型廃棄物処理施設		エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	
	主要な交付要件	発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なもの		同左	同左	
	交付率・補助率	1/3		1/3	1/3	
廃棄物運搬中継施設	事業分類	廃棄物運搬中継施設				
	主要な交付要件	ごみ処理の広域化・施設の集約化に伴うものであること		対象外	対象外	
	交付率・補助率	1/3				
汚泥再生処理センター ごみたい肥化施設 ごみ飼料化施設	事業分類	有機性廃棄物リサイクル推進施設				
	主要な交付要件	-		対象外	対象外	
	交付率・補助率	1/3				

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
最終処分場	事業分類	最終処分場		対象外	対象外	
	主要な交付要件	可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く				
	交付率・補助率	1/3				
最終処分場の再生	事業分類	最終処分場再生事業		対象外	対象外	
	主要な交付要件	新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること 5か年分以上の埋立容量を増加させるための事業であること				
	交付率・補助率	1/3				
漂流・漂着ごみ処理施設	事業分類	漂流・漂着ごみ処理施設	対象外	対象外	対象外	
	主要な交付要件	漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するもの				
	交付率・補助率	1/3				
コミュニティ・プラント	事業分類	コミュニティ・プラント	対象外	対象外	対象外	
	主要な交付要件	—				
	交付率・補助率	1/3				
可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	事業分類	可燃性廃棄物直接埋立施設	対象外	対象外	対象外	
	主要な交付要件	—				
	交付率・補助率	沖縄県：1/2、離島地域：1/3、奄美群島：1/3				
焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	事業分類	焼却施設	対象外	対象外	対象外	
	主要な交付要件	—				
	交付率・補助率	沖縄県：1/2、離島地域：1/3、奄美群島：1/3				

※経過措置のある事業であるため表に記載を省略した事業

- ・ エネルギー回収推進施設（平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る「施設整備に関する計画支援事業」を平成25年度に実施している場合に限る。）（循環交付金、施設整備交付金）
- ・ 高効率ごみ発電施設（平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る「施設整備に関する計画支援事業」を平成25年度に実施している場合に限る。）（循環交付金、施設整備交付金）

注1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金を活用し、平成31年度中に同交付金交付要綱別表1の1項の事業により施設本体の整備に着手する場合に限る。⁵³

4-2 施設の改良・改造

表 4-2 廃棄物処理施設整備における交付率・補助率早見表（改良・改造）

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
ごみ焼却施設 (メタンガス化施設の増設を含む)	事業分類	I：廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/3） II：廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/2）		廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 (継続事業のみ ^{注1)})	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	・交付対象となる設備改良対策のみ ・既存のごみ焼却施設にメタンガス化施設が併設されている場合は、メタンガス化施設が焼却施設の前処理設備の一つと説明することができれば交付対象となる
	主要な交付要件	I：(a)CO ₂ 削減率3%以上かつCO ₂ 排出量の基準に適合すること、またはメタンガス化施設を増設すること、または(b)災害廃棄物処理体制の強化、または(a)+(b) II：CO ₂ 削減率20%以上		(a)CO ₂ 削減率5%以上かつCO ₂ 排出量の基準に適合すること（メタンガス化施設増設の場合はバイオガスの熱利用率が350kWh/ごみt以上）、または(a)+災害廃棄物処理体制の強化	(a)CO ₂ 削減率5%以上かつCO ₂ 排出量の基準に適合すること（メタンガス化施設増設の場合はバイオガスの熱利用率が350kWh/ごみt以上）、または(a)+災害廃棄物処理体制の強化	
	交付率・補助率	I：1/3 II：1/2（し尿処理施設に限る）	I：1/3 II：1/2（し尿処理施設に限る）	1/2	1/2	
し尿処理施設	事業分類	I：廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/3） II：廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/2）		対 象 外	対 象 外	交付対象となる設備改良対策のみ
	主要な交付要件	I：(a)CO ₂ 削減率3%以上、または(b)災害廃棄物処理体制の強化、または(a)+(b) II：(a)CO ₂ 削減率20%以上、または(a)+災害廃棄物処理体制の強化				
	交付率・補助率	I：1/3 II：1/2				
リサイクルセンター ストックヤード	事業分類	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/3）		廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	対 象 外	交付対象となる設備改良対策のみ
	主要な交付要件	(a)CO ₂ 削減率3%以上、または(b)災害廃棄物処理体制の強化、または(a)+(b)		(a)CO ₂ 削減率3%以上、または(a)+災害廃棄物処理体制の強化		
	交付率・補助率	1/3		1/2		
廃棄物処理施設基幹的設備改造 (沖縄県のみ交付対象)	事業分類	廃棄物処理施設基幹的設備改造		対 象 外	対 象 外	対 象 外
	主要な交付要件	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業				
	交付率・補助率	1/2				

注 1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金を活用し、平成31年度中に同交付金交付要綱別表1の2項の事業により施設本体の整備に着手する場合に限る。⁵⁴